

## 第7 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合に必要な手続等

### 1 私立中学校から出願する場合

- (1) 県内に居住し、県内の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者
  - ア 出願資格  
第1の2（5ページ）による。
  - イ 出願手続
    - ア 第3の3（6ページ）による。ただし、電子出願システムによる出願方法については、別途「電子出願の利用の手引き」（令和7年10月、県ホームページに掲載予定）にて定める。
    - イ 住民票の写し（出願日より3か月以内に発行されたもので、保護者と志願者について記載されているもの。また、個人番号の記載がないもの。）を提出する。
  - ウ 出願書類提出方法  
第3の3(3)（7ページ）により提出する。
- (2) 県内に居住し、県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者  
下記「3 2以外の県外中学校等から出願する場合」による。
- (3) 令和8年3月末までに県内に転居する予定の者で、県内又は県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者  
下記「3 2以外の県外中学校等から出願する場合」による。
- (4) 県内の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者が出願する場合、「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」を提出する。

### 2 隣接県の隣接学区から出願する場合（隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による出願）

- (1) 出願資格  
「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定」及び「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定第5条の規定に基づく令和8年度細部協定書」により出願資格を有する者
- (2) 出願手続
  - ア 第3の3（6ページ）による。ただし、電子出願システムによる出願方法については、別途「電子出願の利用の手引き」（令和7年10月、県ホームページに掲載予定）にて定める。
  - イ 埼玉県以外の公立高等学校に出願しないことの「証明書」（様式12）を提出する。
  - ウ 提出する書類は、全て本県所定のものとする。
  - エ 出願書類提出方法  
第3の3(3)（7ページ）により提出する。
  - オ 本県公立高等学校への志願者の取扱いについては、各県との「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定第5条の規定に基づく令和8年度細部協定書」による。
- (3) 隣接学区に居住し、県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者が出願する場合は、「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」については、提出する必要はない。

### 3 2以外の県外中学校等から出願する場合

- (1) 出願資格  
出願について志願先高等学校長の承認を得た者
- (2) 出願承認の手続
  - ア 出願承認の申請
    - ア 「埼玉県公立高等学校出願承認申請書」に、別に定める承認のための必要書類を添付し、志願先高等学校長に提出して、承認を受ける。
    - イ 出願承認の申請を行う期間及び受付時間は、次のとおり。

令和8年1月13日（火）から2月9日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。） 受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで。 なお、可能な限り、令和8年2月6日（金）までに出席承認の申請を行う。
--

#### イ 出願する際の注意事項

- ア 第3の3（6ページ）による。ただし、電子出願システムによる出願方法については、別途「電子出願の利用の手引き」（令和7年10月、県ホームページに掲載予定）にて定める。
- イ 提出する書類は、すべて本県所定のものとする。

- (ウ) 「調査書」等とともに、志願先高等学校長より交付された「埼玉県公立高等学校出願承認書」を提出する。
- (イ) 出願書類は、全て第3の3(3)（7ページ）により提出する。
- (オ) 「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」については、提出する必要はない。

#### 4 海外の日本人学校等から出願する場合

##### (1) 出願資格

- ア 県立高等学校に出願する場合は、全日制の課程は埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課、定時制の課程及び通信制の課程は志願先高等学校において、出願資格の認定を受けた者
- イ 市立高等学校に出願する場合は、当該高等学校を設置する市の教育委員会において、出願資格の認定を受けた者

##### (2) 出願資格認定の手続

###### ア 出願資格認定の申請

- (ア) 県立高等学校に出願する場合は、「令和8年度埼玉県立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書」に別に定める認定のための必要書類を添付し、全日制の課程は埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長、定時制の課程及び通信制の課程は志願先高等学校長に提出して認定を受ける。

- (イ) 出願資格認定の申請を行う期間及び受付時間は、次のとおり。

令和7年12月1日（月）から令和8年2月9日（月）正午まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日、令和7年12月29日（月）から令和8年1月2日（金）までの間を除く。）  
 受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで。  
 なお、可能な限り、令和8年2月6日（金）までに出席資格の認定を受ける。

- (ウ) 第13 秋季募集（29ページ）における吹上秋桜高等学校に出願する場合は、「令和8年度入学志願者の出願資格認定申請書」に別に定める認定のための必要書類を添付し、吹上秋桜高等学校長に提出して認定を受ける。

- (イ) 第13 秋季募集（29ページ）における吹上秋桜高等学校の出願資格認定の申請を行う期間及び受付時間は、次のとおり。

令和8年8月3日（月）から令和8年8月25日（火）正午まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日、令和8年8月12日（水）から令和8年8月14日（金）までの間を除く。）  
 受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで。  
 なお、可能な限り令和8年8月24日（月）までに出席資格の認定を受ける。

##### イ 出願する際の注意事項

- (ア) 第3の3（6ページ）及び第13の4（29ページ）による。ただし、電子出願システムによる出願方法については、別途「電子出願の利用の手引き」（令和7年10月、県ホームページに掲載予定）にて定める。
- (イ) 「入学願書」、「受検票」及び「調査書」は、本県所定のものとする。
- (ウ) 秋季募集で使用する「入学願書」等については、県ホームページに掲載している様式等からダウンロードし、白いコピー用紙などに印刷して使用すること。
- (エ) 「調査書」等とともに、交付された「出願資格認定申請書」を提出する。
- (オ) 出願書類は、全て第3の3(3)（7ページ）により提出する。
- (カ) 「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」については、提出する必要はない。